

別 表 2

番号	1
措置の名称	都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域に関する告示の改正
措置の内容	平成 19 年 4 月 1 日付で「都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域（平成 13 年 5 月 11 日国土交通省告示第 856 号）」を改正し、国土交通大臣の同意を要する都市計画区域から、旭川市並びに上川郡鷹栖町及び東神楽町の全部又は一部を含む都市計画区域を削除する。
関係省庁	国土交通省

番号	2
措置の名称	食品表示に係る都道府県知事が行うことができる措置命令に関する政令の改正
措置の内容	農林水産大臣が行うことができると規定されている「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 14 第 3 項の規定による同条第 1 項の指示に係る措置を採るべき旨の命令について、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（同法第 14 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。）に関するものは、当該製造業者等の所在する地域の知事が行うことができるよう、平成 20 年度中を目途に「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令」（昭和 26 年政令第 291 号）を改正する。
関係省庁	農林水産省

番号	3
措置の名称	労働者派遣制度に係る医師派遣先の拡大に関する政令及び省令の改正
措置の内容	へき地である市町村に加えて、都道府県が設置する医療対策協議会の協議を通じて、地域における医療の確保のために医師を派遣する必要があると認められた病院又は診療所についても医師派遣を行うことができるよう、平成19年12月14日付で「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令」（昭和61年政令第95号）を始めとする関係政省令を改正し、全国的に地域の実情を反映した医師派遣を行うことが可能となっている。
関係省庁	厚生労働省

番号	4
措置の名称	廃棄物処理施設の技術上の基準に係る省令の改正等
措置の内容	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 4 条に規定する一般廃棄物処理施設の技術上の基準及び同規則第 12 条に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準について、積雪寒冷地等の気象条件を考慮した排水処理設備の構造等に係る基準を追加するため、平成 21 年度中を目途に同規則を改正する。</p> <p>また、廃棄物系バイオマスの利活用を促進するため、平成 20 年度から予算措置されている「廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業」を北海道内で実施することとしている。</p>
関係省庁	環境省

番号	5
措置の名称	都道府県道の管理の特例に関する法令の改正
措置の内容	「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、町村による都道府県道の管理の在り方について引き続き検討を行った上で、平成21年度中に策定予定の地方分権改革推進計画において、具体的な措置内容等を明らかにし、関係法令を改正する等所要の措置を講じる。
関係省庁	国土交通省